

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令の一部を改正する政令案参照条文

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（抄）

（就職のあつせん等）

第十二条 政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあつせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（職業転換給付金）

第十三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、前条に規定する者のうち政令で定める業種に係る漁業に従事していた者であつて船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員となるものがあるものがその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対して、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2・3 （略）

船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（定義）

第六条 この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2・6 （略）

船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

（略）

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第三百三十二号）（抄）
（漁業の整備を行うことが必要である業種）

第六条（略）

一～八（略）

九 中型いか釣り漁業総トン数三十トン以上百三十九トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。（のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの）

十・十一（略）

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案（平成十四年政令第 号）（抄）
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 東シナ海はえ縄漁業（北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以東、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまたい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。）